

居住用賃貸建物を譲渡した場合の消費税額の調整

R4.10.1-R5.9.30 **居住用賃貸マンション購入**

建物 110,000,000 (内消費税10,000,000) とした場合。

控除対象外繰延消費税	10,000,000	
繰延消費税損金算入	-1,000,000	(10,000,000 * 12/60 * 1/2)
期末残高	9,000,000	

R5.10.1-R6.9.30 **居住用賃貸マンション売却**

居住用賃貸建物を譲渡した場合の消費税額の調整額が8,000,000とした場合。

仮受消費税	15,000,000	仮払消費税	5,000,000
		未払消費税	2,000,000
		雑収入	8,000,000
繰延資産償却	2,000,000	繰延消費税	2,000,000
		(10,000,000 * 12/60)	

繰延資産を一括で損金算入することは不可かと思しますので、
差引6,000,000円が課税所得となってしまう法人税が発生しますが
これは仕方なく、上記の処理が正しいでしょうか？